

五感にごちそう金沢
宿泊キャンペーン事業
(第4弾) 実施要領

～ゆとりのお泊まり、
ゆったりとした食文化、
癒やしの体験～

金沢市経済局観光政策課

令和4年4月22日

目次

I	キャンペーン事業の概要	
1.	目的	2
2.	事業内容	2
3.	宿泊助成金	3
4.	実施期間及び利用者の居住地	3
5.	事業主体	3
6.	事業参加対象者	4
7.	事業スキーム	5
II	助成対象事業	
1.	宿泊助成金	6
III	キャンペーン事業の流れ	
1.	事務の流れ	8
2.	事業への参加登録	9
3.	ワクチン・検査パッケージについて	14
4.	実施期間と予約・販売開始	15
5.	旅行プランの表示方法	16
6.	実績報告・助成金交付	17
IV	その他	
1.	他事業との併用	18
2.	留意事項	19
3.	キャンペーン事業事務局の連絡先	20

1. キャンペーン事業の概要

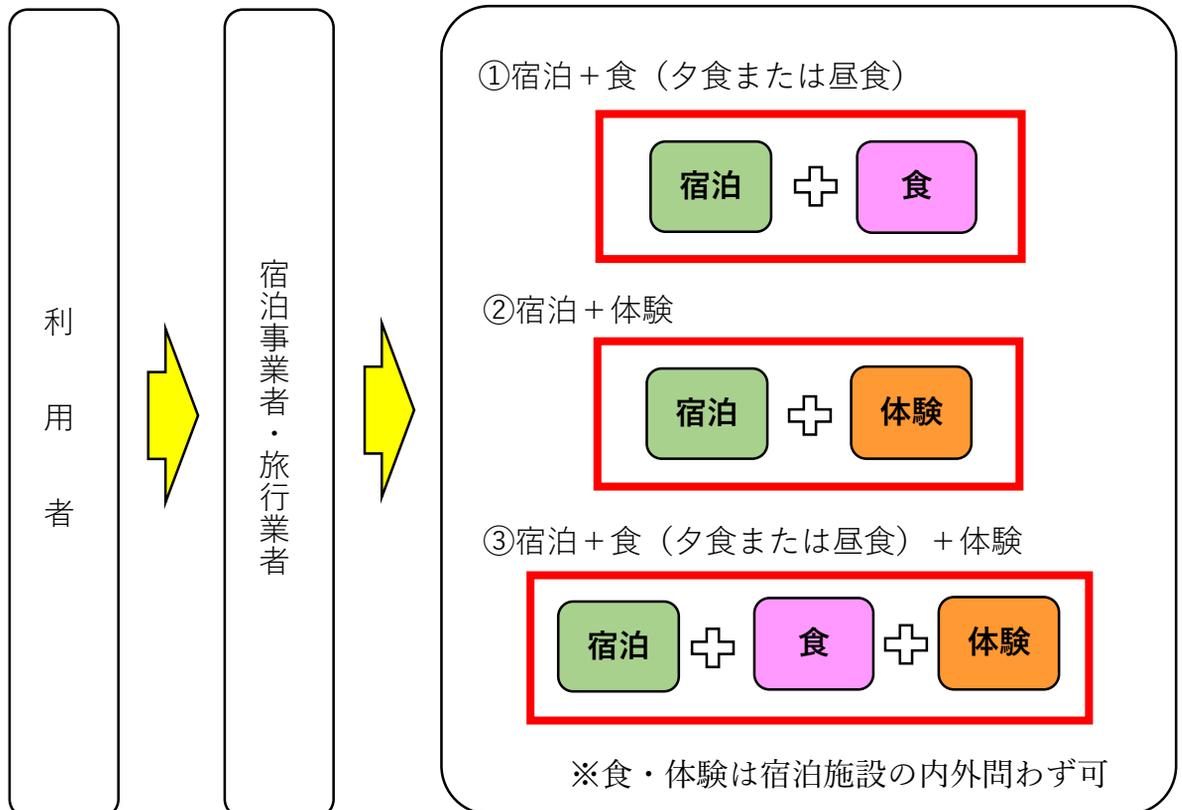
1. 目的

新型コロナウイルス感染防止対策を講じるとともに、宿泊と食文化等の新たなプランを醸成することで、本市の魅力をより発信し、観光産業に携わる市内の事業者を経済波及効果が行き渡るよう、国内旅行者を中心に本市への誘客促進を図る。

2. 事業内容

金沢市内での「宿泊」に「食」や工芸等の「体験」を組み合わせた旅行プランの利用者に対し、代金を5千円を上限に割引き
(割引額相当を宿泊事業者または旅行業者に助成)

【イメージ】



3. 宿泊助成金（利用者1人あたり）

助成前の旅行プラン	助成金の額
10,000円以上	5,000円
6,000円以上10,000円未満	3,000円

4. 実施期間及び利用者の居住地域

令和4年3月22日（火）宿泊分から

5月31日（火）宿泊分まで

（ただし、4月29日（金・祝）宿泊分から5月8日（日）宿泊分を除く）

- ・ 4月10日（日）宿泊分まで：石川県限定
- ・ 4月11日（月）宿泊分から：北信越5県（石川県、新潟県、富山県、福井県、長野県）
- ・ 今後の新型コロナウイルスの感染状況等により変更がある場合は、参加事業者あてに連絡する

5. 事業主体

- 金沢市経済局観光政策課

電話番号 076-220-2194（平日9時～17時45分）

- 委託事業者

一般社団法人 金沢市観光協会

五感にごちそう金沢宿泊キャンペーン事業事務局

電話番号 076-256-5317（平日9時～17時）

6. 事業参加対象者

(1) 宿泊事業者

金沢市内で営業するホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業法に係る住宅で、下記①～⑥のいずれにも該当する施設を運営する事業者

- ① 保健所からの営業許可があり、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は住宅宿泊事業を営んでいる施設
- ② 金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第2条第1項のラブホテル等に該当すると認められる施設でないこと
- ③ 研修施設又は福利厚生施設であると認められる施設でないこと
- ④ 施設を営む者（申請者）が市税を滞納していないこと
- ⑤ 「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の認証が得られていること
- ⑥ 金沢市観光協会が提唱する“新金沢観光様式「安全・安心」取組宣言”に基づき、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施すること

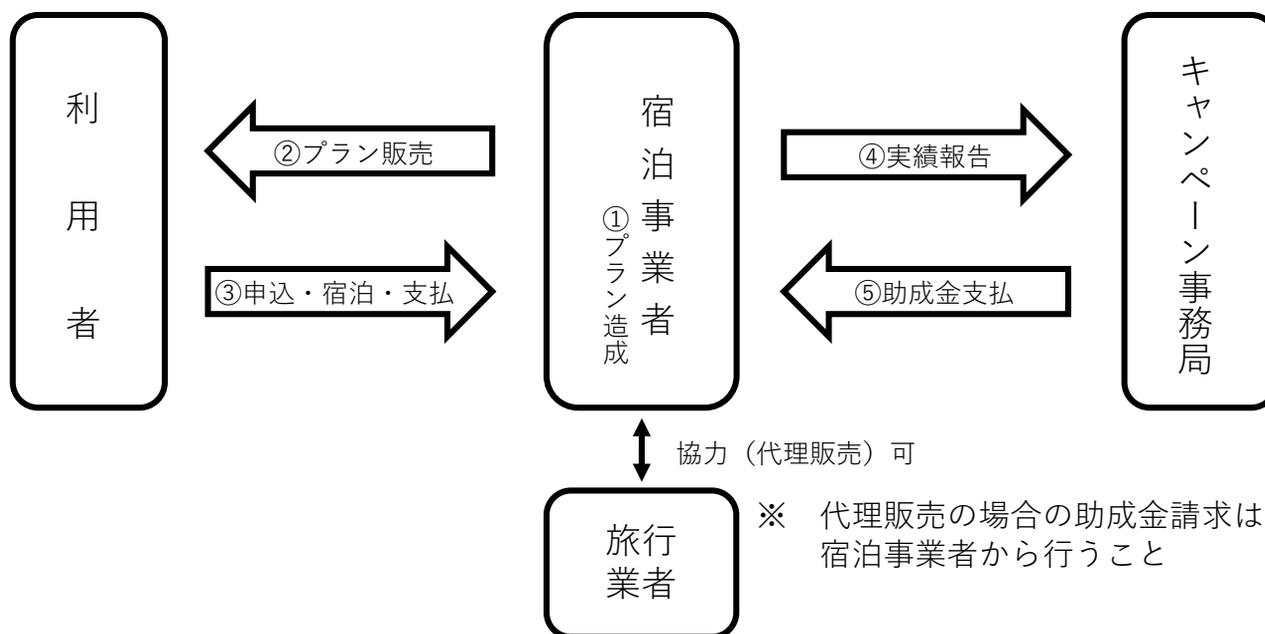
(2) 旅行業者

金沢市内に営業拠点を置く旅行業者で、下記①及び②のいずれにも該当する事業者のうち、報酬を得て、旅行業法第2条第1項第1号から第9号に規定する一定の行為を行っているもの（ただしOTAは除く）

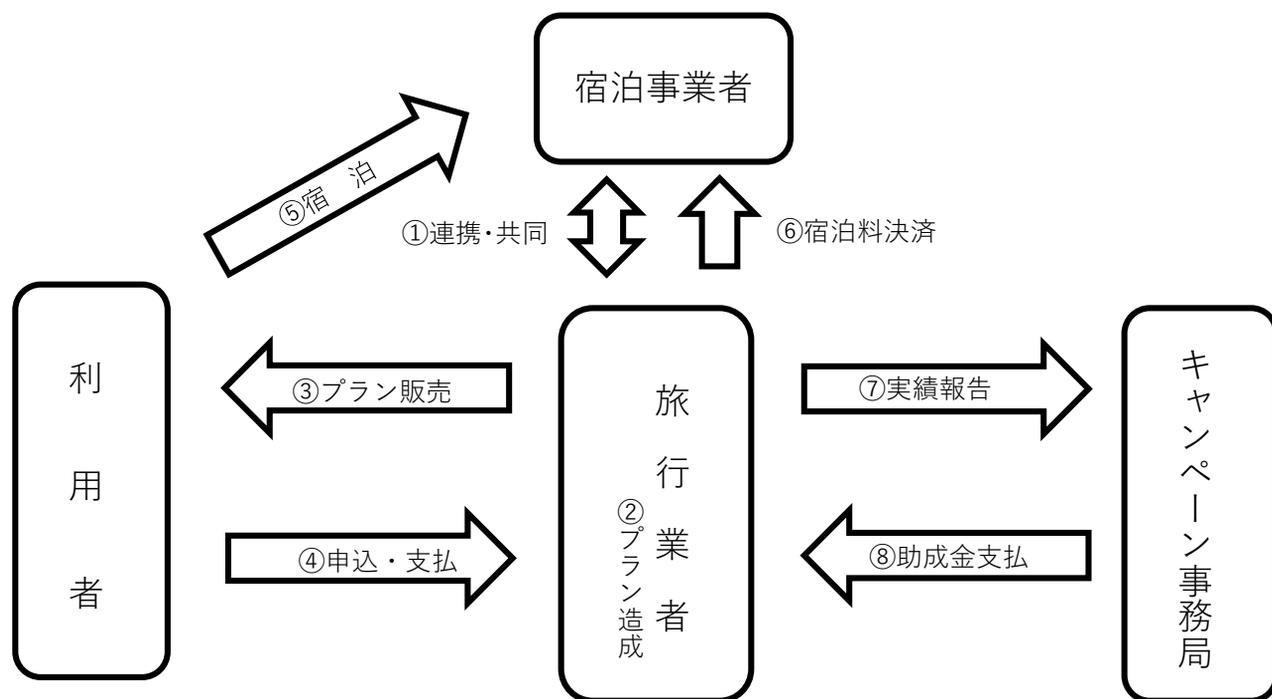
- ① 旅行業法第3条により、観光庁長官からの登録を受けている第1種旅行業者または、旅行業法施行令第5条により、都道府県知事からの登録を受けている第2種及び第3種旅行業者並びに地域限定旅行業者
- ② 事業を営む者（申請者）が市税を滞納していないこと

7. 事業スキーム

(1) 宿泊事業者が旅行プランを造成・販売する場合



(2) 旅行業者が旅行プランを造成・販売する場合



※ O T A を経由しての販売も可能とするが、宿泊助成金の請求は、参加登録している宿泊事業者または旅行業者のみ

II.助成対象事業

1. 宿泊助成金

(1) 助成対象者

事業に参加登録し、認定された旅行プランを販売した
「宿泊事業者」または「旅行業者」

(2) 助成額

下記の表により、「宿泊」+「食」または「体験」の旅行プラン
の金額に応じ、助成金を交付

助成前の旅行プラン	助成金の額
10,000円以上	5,000円
6,000円以上10,000円未満	3,000円

(3) 宿泊と食の旅行プラン

金沢の誇るべき文化の一つである食文化の魅力を訴求する

- ・ ゆったりとした食を味わっていただくもの
 - ・ 食文化推進事業に沿った食事を利用者に体験していただくもの
- など、宿泊施設内または宿泊施設外の飲食店と連携して、夕食または昼食（夕食または昼食に朝食が付く場合も可）付きの旅行プランを造成・販売

※ 夕食と朝食、昼食と朝食のセットは可、ただし、朝食のみは不可

(4) 宿泊と体験の旅行プラン

金沢の地域に根ざした伝統工芸・文化体験等を利用者に体験して
いただく旅行プランを造成・販売

(5) “新金沢観光様式「安全・安心」取組宣言”について〔次頁参照〕



新金沢観光様式「安全・安心」取組宣言 ～ゆとりゆったり癒し旅～

金沢観光に携わる観光関連団体・事業者が力を合わせ、
新型コロナウイルス感染症から観光客・住民・従業員の安全・安心を守るとともに、
金沢らしいおもてなしが調和する新たな金沢観光様式の実現を目指します！

3つの柱

1. 新しい金沢観光様式の実現を目指す。
2. 各団体・事業者が「業種別ガイドライン」を遵守する。
3. 石川県の「新型コロナ対策取組宣言」に賛同し、感染予防対策に取り組む。

新しい金沢観光様式実現のため、以下の感染防止対策に取り組めます。

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
2. スタッフの健康管理を徹底します。
3. 施設内の定期的な換気を行います。
4. 設備、器具などの定期的な清掃・消毒を行います。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
7. 感染症対策の取り組みを、施設内掲示やホームページを活用し発信します。



観光客の皆様へお願い



「新しい旅のエチケット」の
実践にご協力をお願いします。



「新型コロナウイルス接触確認アプリ
(COCOA)」のインストールをお願いします。



【呼びかけ】(一社)金沢市観光協会

【支 援】金沢市

【連携する団体(順不同)】金沢商工会議所、(一社)石川県物産協会、金沢市料理業組合、石川県社交科数生活衛生同業組合、
石川県飲食業生活衛生同業組合、石川県総務生活衛生同業組合、金沢ホテル懇話会、金沢市旅館ホテル協同組合、瀬湯温泉観光協会、深谷温泉観光協会、
(公社)石川県バス協会、(一社)石川県タクシー協会、JATA中部支部石川地区委員会、(協)兼六園観光協会、金沢観光ボランティアガイドの会「まいどさん」



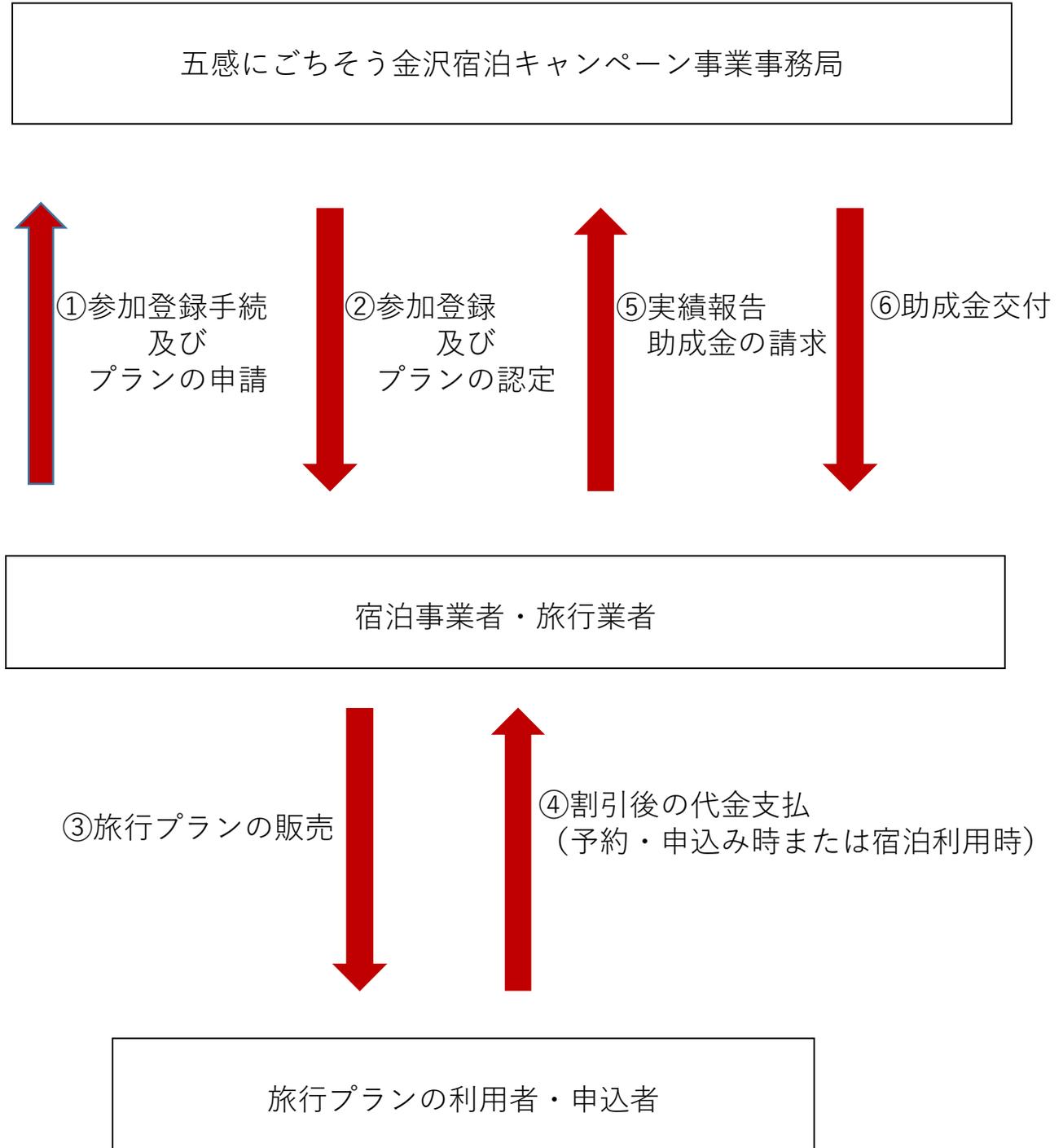
金沢市観光協会 公式ホームページはこちら

<https://www.kanazawa-kankoukyoukai.or.jp>

※新型コロナウイルス感染拡大に関する最新の知見を踏まえて、随時見直すことがあります。

Ⅲ. キャンペーン事業の流れ

1. 事務の流れ



2. 事業への参加登録

(1) 新規参加登録の申請期間

令和4年5月16日(月)まで

- ※ 五感にごちそう金沢宿泊キャンペーン事業（第3弾）に参加登録がある事業者については申請手続不要（登録の継続を希望しない場合は、事務局までご連絡ください。）

(2) 旅行プランの申請期間

令和4年5月18日(水)まで

- ※ 参加登録を終えていれば、旅行プランの追加は上記期限まで随時受け付け（ただし、旅行業者等の募集型企画旅行については、1回あたり人数上限を50名までとする）

(3) 新規参加の登録申請手続き

① 事務局の参加事業者向けポータルサイトにアクセス

<https://amarys-jtb.jp/gochisou-kanazawa/>

ページ左下部「申請内容」より手続き

② 申請内容（ポータルサイト）

- ・ “新金沢観光様式「安全・安心」取組宣言”の同意（初回）
取組宣言に基づく新型コロナウイルス感染拡大防止
対策の実施内容を確認後、同意
- ・ 事業者情報等の登録

③ 市税納税状況調査同意書及び参加意向確認書〔様式別頁参照〕

- ・ 事務局に併せて郵送してください。

④ 旅行プランの申請（随時追加可）

- ・ 申請の内容や方法は、参加登録の認定のご連絡に併せて事務局よりご案内いたします。
- ・ 旅行業者がプランを造成・販売する場合は、
宿泊事業者の市税納税状況調査同意書の提出を求める
場合がございます。

市税納税状況調査同意書

令和 年 月 日

(あて先) 金沢市長

所在地
名 称
代表者氏名

印

五感にごちそう金沢宿泊キャンペーン事業助成金の交付を受ける者として、
必要な税関係情報の記録を市長が調査することに同意します。

五感にごちそう金沢宿泊キャンペーン事業

参加意向確認書

令和4年 月 日

金沢市長 宛

本事業への参加を希望される事業者は下記3点の内容を確認し、全てに☑を
いれたうえで、事業者情報を記入し、五感にごちそう金沢宿泊キャンペーン事業
事務局へ、市税納税状況調査同意書とともに郵送してください。

記

- 五感にごちそう金沢宿泊キャンペーン事業（第4弾）に係る予約受付・利用
にあたっては、「ワクチン検査パッケージ」に従い、必要な対応を取ります。
- 最新の実施要領やQ&A等を再度確認し遵守します。
- 別紙の同意事項に同意します。

事業者情報

該当区分 (いずれかに○)	旅行者 ・ 宿泊事業者
確認日	令和 年 月 日
「旅行会社名」また は「宿泊施設名」	・ ・ (必要に応じて、行を増やしてください)
申請者名(代表者名)	
連絡先(電話番号)	

郵送先

〒920-0961

石川県金沢市香林坊2丁目4番30号 香林坊ラモーダ8階
五感にごちそう金沢宿泊キャンペーン事務局 宛

同意事項

【新型コロナウイルス感染防止対策】

- ・「石川県新型コロナ対策宣言」に取り組んでいます。また、宿泊事業者については、「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の認証を取得しています。
- ・業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守します。
- ・感染予防策を徹底及び実施している旨をホームページやフロントでの提示等で対外的に公表します。
- ・宿泊のチェックイン時において、直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で宿泊者全員に検温と本人確認を実施します。
- ・宿泊者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合は、週末を含め、宿泊施設の近隣の医療機関や受診・相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとります。
- ・宿泊客の感染疑いの対応として、事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めておきます。
- ・従業員に感染者が出た場合や、宿泊者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行います。
- ・宿泊者全員に、厚生労働省が提供する接触確認アプリケーション「COCOA」の登録を要請します。

【事業の実施全般】

- ・認定された旅行プランの販売に際しては、本事象の対象であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格を明示し、その差額に対し、本事業による助成があることを消費者が明確に認知できるようにします。
- ・本事業を積極的に広報します。
- ・宿泊者が認定された旅行プランを利用するに際しては、身分証明書の提示を求め、宿泊者全員の居住地確認を必ず行います。
- ・事務局からの連絡は基本的に電子メールであることを理解し、最低でも1日1回はメールを確認します。
- ・登録事業者の役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が石川県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいません。
- ・公的な事業という観点から支援金を自己又は自社の利益とするような行為は行いません。

- ・ 金沢市が本事業に関する実施状況、経理の状況等について調査を実施する場合、誠実に対応します。
- ・ 事業の参加条件等ならびに認定された旅行プランの販売に関して不正受給等を行っていることが判明した際には、市からの不正受給等への返還請求に応じるとともに、法人名等の公表に応じます。
 - ・ 宿泊事業者は、旅館業法及び住宅宿泊事業法に定める宿泊台帳等により旅行者の宿泊実績等を管理します。
 - ・ 本事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにします。
 - ・ 本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた年度の翌年度から5年間保管します。
 - ・ 本事業の中止を含めて金沢市が行った決定に対して、異議は一切申し立てません。
 - ・ 事業者登録の内容に虚偽があり、またはこの同意事項に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
 - ・ 当事業において知り得た個人情報については、本事業以外には使用しません

3. ワクチン・検査パッケージの活用について

本事業の助成適用をうける全ての宿泊分について、ワクチン・検査パッケージの活用が必要

詳細は別紙「五感にごちそう金沢宿泊キャンペーン事業ワクチン・検査パッケージ 申込・受付マニュアル」を参照のこと

4. 実施期間と予約・販売開始

(1) 実施期間

① 令和4年3月22日（火）宿泊分から

5月31日（火）宿泊分まで

（ただし、4月29日（金・祝）宿泊分から5月8日（日）宿泊分を除く）

- ・ 4月10日（日）宿泊分まで：石川県限定
- ・ 4月11日（月）宿泊分から：北信越5県（石川県、新潟県、富山県、福井県、長野県）

- ※1 予算が上限に達した場合など、金沢市の財政事情により、事業を中止する場合あり
- ※2 新型コロナウイルスの感染状況等により、利用者の居住地の変更、新規予約の停止、または事業の停止をする場合あり

(2) 予約・販売の開始

令和4年3月22日（火） 13時から（石川県内）

新潟県、富山県、福井県、長野県は、4月11日（月）から

- ※1 1予約につき連泊利用は3連泊まで
- ※2 助成金交付の際の実績確認のため、宿泊事業者は、利用者本人の署名のある「宿泊証明書」、旅行業者等は、申込者本人の署名のある「販売証明書」を作成
- ※3 なお、利用者全員の居住地の確認は、宿泊施設での宿泊利用時において、身分証明書（運転免許証、健康保険証、学生証など）の提示により確認することが必要

(3) 予約状況の報告

毎日、参加事業者向けポータルサイトから実績内訳シートで報告

5. 旅行プランの表示方法

【重要】販売にあたっては、本事業の対象であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格を明示し、その差額に対し、本事業による助成があることを消費者が明確に認知できるようにすること

募集型企画旅行の既存商品については、下記の文章を記載した書面（下記【表示例】参照）を作成し、既存商品の旅行パンフレットに挟み込むなどして取引条件の一部として取り扱うこと

【表示例】 『五感にごちそうかなざわ宿泊キャンペーン事業のご案内』

五感にごちそうかなざわ宿泊キャンペーン事業とは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響により落ち込んだ観光需要の回復を図るため、観光需要喚起対策事業として、宿泊料金等の割引に対する助成を行うものです。当社では、3月22日（4月11日）以降に宿泊のお客様に対し、この助成金を活用して下記の旅行割引プランを割引いたします。

1. 対象旅行プラン

令和4年3月22日（4月11日）宿泊分～令和4年5月31日宿泊分まで

2. 割引額

（該当する旅行金額の割引額を基準に作成・記載する）

3. ご注意

- ① 予算が上限に達した場合など、金沢市の財政事情により、実施期間の途中であっても事業を中止する場合があります。
- ② 宿泊契約成立後のお客様のご都合によるお取消しは、割引前の宿泊代金を基準として当社所定の取消料を申し受けます。詳しくは当社係員にお尋ね下さい。
- ③ 予約後に、感染拡大による法的措置などのため、金沢に行くことができなくなった場合でも、取消料は、お客様負担となります。
- ④ ワクチン接種歴または陰性の検査結果の提示が必要です。

※ キャンペーンの対象外となる地域にお住まいのお客様及び本人確認ができないお客様、ワクチン接種歴または陰性の検査結果の提示ができないお客様のご宿泊については、助成適用外の場合は割引前の通常料金をお支払いいただく必要がございます。

企画・実施：貴社名

※取消料は、あらかじめ取消料基準を明確にお客様に示すことにより、「割引前」の販売価格を算出基準とすることができます。

※その他、一般社団法人日本旅行業協会・一般社団法人全国旅行業協会が発行する「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」に準拠してください。

6. 実績報告・助成金交付

(1) 提出書類

- ・ 五感にごちそう金沢宿泊キャンペーン事業助成金交付申請書
- ・ 助成金請求書
- ・ 宿泊証明書【宿泊事業者用】
- ・ 販売証明書【旅行業者用】

※1 同一利用者の助成金を、宿泊事業者と旅行業者等が重複して請求しないよう十分に注意すること

※2 様式については、事務局の参加事業者向けポータルサイト <https://amarys-jtb.jp/gochisou-kanazawa/> に掲載

(2) 宿泊助成金の交付

半月単位（1日から15日宿泊分、16日から月末宿泊分）
または月単位での請求が可能

※1 提出書類等に不備がなければ、おおよそ2週間程度で、助成金を指定の金融機関口座に振り込み

※2 請求の提出は下記期限でお願いします

・ 半月単位での請求の場合は、

1日から15日宿泊分については20日

16日から月末宿泊分については翌月5日

・ 月単位での請求の場合は、翌月5日

IV.その他

1. 他事業との併用

(1) 石川県事業

- ・ 県民向け県内旅行応援事業（県民旅行割）との併用は可能

(2) G o T o イート事業

- ・ 原則、本事業の旅行プランでは、利用は不可
ただし、宿泊施設と提携した飲食店等で、追加料金の支払いが発生した際の利用については、飲食店等の判断
(石川県内在住者のみ)

2. 留意事項

(1) 感染防止対策の徹底

- 新金沢観光様式「安全・安心」取組宣言の実現（抜粋）
 - ・ 「密閉空間」「密集場所」「密接場面」を避ける
 - ・ 「接触感染」「飛沫感染」のリスク評価と対策実施
 - ・ 定期的な施設内の清掃、消毒、換気の実施
 - ・ 手指消毒設備の設置と入場時の手指消毒の励行
 - ・ 必要に応じて入場時の検温、健康確認の実施
 - ・ 対人距離の確保（できるだけ2 m、最低1 m）
 - ・ マスク着用の徹底、透明な間仕切り等の設置
 - ・ 順番待ちの整理・誘導
 - ・ 従業員の日々の健康管理（検温、手洗い、うがい）の徹底
 - ・ 感染予防対策に必要な備品の確保・補充 など
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用

(2) 不正行為の禁止

- 以下に掲げる不正行為があった場合は、金沢市財務規則並びに金沢市補助金交付事務取扱規則に基づき、助成金決定を取消し、助成金の返還を求める
 - ・ 助成金を利用者に還元せず、事業者の利益とした場合
 - ・ 架空予約など偽りの予約状況を報告した場合
 - ・ その他、これらに類する不正行為が発覚した場合

(3) その他

- 本事業では、キャンセル料の負担はいたしません
- 本事業の趣旨から、利用者が宿泊しない場合は、料金決済の有無にかかわらず、割引（助成）の適用外となります。
- 対象要件や留意点については、本実施要領及びQ&Aで随時補足するので、必ず最新版を参照してください

3. キャンペーン事業事務局の連絡先

○ 事務局名称

五感にごちそう金沢宿泊キャンペーン事業事務局

○ 住所（郵送先）

〒920-0961

石川県金沢市香林坊2丁目4番30号

香林坊ラモーダ8階

○ 電話番号 076-256-5317

○ FAX番号 076-254-0222

○ メールアドレス kanazawa_gochisou@jtb.com

○ 業務時間 平日 9:00～17:00（土日祝日休み）

○ 専用ポータルサイト

<https://amarys-jtb.jp/gochisou-kanazawa/>

○ 事業主体

金沢市経済局観光政策課

住所（郵送先）

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

電話番号 076-220-2194